

介護基盤緊急整備等臨時特例基金

・基金総額：3,771億円
・実施期限：平成21～25年度末まで

1. 概要

- 平成21年度第1次補正予算等を原資として、各都道府県に「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を設置。
- 当該基金を取り崩して、地域の介護ニーズに対応するための特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備に対する支援やスプリングラー等の防火安全設備に対する支援等を実施。

2. 事業内容・助成単価

①介護基盤の緊急整備特別対策事業 (2,737億円) <21①補正:2,212億円、22①補正:184億円、24予備費:341億円>

- 事業内容:小規模な特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型施設の施設整備費を助成。
- 助成単価(例):小規模特別養護老人ホーム/1床あたり400万円、認知症高齢者グループホーム/1施設あたり3,000万円
小規模多機能型居宅介護事業所/1施設あたり3,000万円 等

②既存施設のスプリングラー等整備特別対策事業 (470億円) <21①補正:283億円、22予備費:137億円、24予備費:50億円>

- 事業内容:既存の特養やグループホーム等に対しスプリングラー等の防火安全設備の設置費用を助成。
- 助成単価(例):スプリングラー(1,000㎡以上)/1㎡あたり17千円、同(1,000㎡未満)/1㎡あたり9千円 等

③認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業 (124億円) <22①補正:119億円、24予備費:5億円>

- 事業内容:グループホーム等の耐震改修、大規模修繕に係る費用や特養等のユニット化に係る改修費用を助成。
- 助成単価(例):耐震改修、大規模修繕(小規模特養等:1施設あたり1,300万円、グループホーム等:1施設あたり650万円)
特養等ユニット化改修(「多居室→ユニット」/1床あたり200万円、「個室→ユニット」/1床あたり100万円)

④地域支え合い体制づくり事業 (383億円) <22①補正:200億円、23①補正:70億円、23③補正:90億円、25当初:23億円>

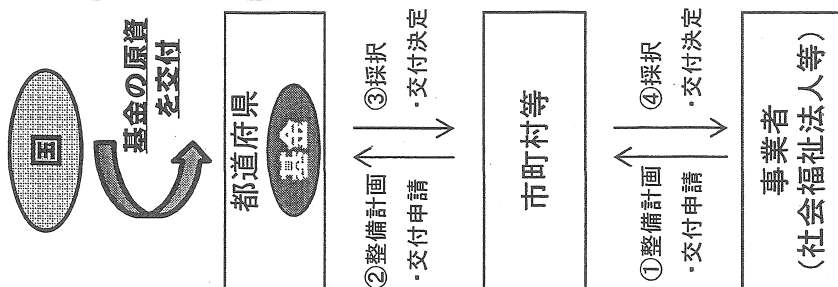
- 事業内容:地域における日常的な支え合い活動や高齢者等に対する相談、生活支援等の体制づくりの推進。
また、東日本大震災の被災者に対する相談、生活支援を行うとともに、仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営を推進。
- 助成単価(例):原知事が認めた額 等

⑤介護基盤復興まちづくり整備事業 (29億円) <23③補正:29億円>

- 事業内容:東日本大震災の被災地の復興にあたり、地域交流拠点や配食サービス拠点等の地域包括ケア拠点の施設整備費を助成。
- 助成単価:1施設あたり3,000万円

※上記5事業の他、健康局所管の「被災地健康支援事業」<23③補正:29億円>あり。

3. 助成の流れ



介護職員処遇改善等臨時特例基金

(「施設開設準備等特別対策事業」に係る分)

- ・基金総額：916億円
- ・実施期限：平成21～25年度末まで

1. 概要

- 平成21年度第1次補正予算等を原資として、各都道府県に「介護職員処遇改善等臨時特例基金」を設置。
- 当該基金を取り崩して、円滑な施設開設のための開設準備経費に対する支援や、大都市部等において、介護施設等の整備を促進するため、定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金についての支援を実施。

2. 事業内容・助成単価

①施設開設準備経費助成特別対策事業 (786億円) <21①補正:681億円, 24予備費:105億円>

- 事業内容:特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について助成。
- 対象施設:(広域型含む)特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス(特定施設)、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所
- 対象経費(例):
 - ・施設の開設に当たり必要となる初年度設備
 - ・開設前の看護・介護職員等の雇い上げ経費(最大6ヶ月間の訓練等の期間)
 - ・開設のための普及啓発経費(地域住民の事業に対する理解を深めるための連絡会等の開催、利用希望者本人や家族への施設概要説明・処遇内容等の紹介)
 - ・職員の募集経費(広報紙発行、説明会開催等の活動費)
 - ・開設に当たっての周知・広報経費(パンフレット、ホームページの開設等のPR費用)
 - ・開設準備事務経費(経営コンサルタント<会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等>に要する経費)
 - ・その他開設の準備に必要な経費

○助成単価:1床あたり60万円

②定期借地権利用による整備促進特別対策事業 (131億円) <21①補正:118億円, 24予備費:13億円>

- 事業内容:定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金について助成。
- 対象施設:(広域型含む)特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス(特定施設)、養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所
- 助成条件:助成対象の一時金は、地代の前払いの性格を有するものに限り、保証金は対象外とする。
- 助成単価:定期借地権の設定期間は、50年間以上を想定。

※敷地の路線価評価額の1/2を助成対象の上限とする。

※なお、同基金で行っていた「介護職員処遇改善事業」は23年度末をもって終了。

3. 助成の流れ

